③　弁済率

上記弁済資金を、上記弁済の対象となる債権の合計額で除して求められる割合（ただし、最低限10％を確保するものとする）

④　弁済額

別表６－１「一般更生債権弁済計画表（通常の一般更生債権）」記載の各一般更生債権に対し、上記弁済率を乗じて求められる金額

⑸　一般更生債権第２回弁済日に、確定一般更生債権額から上記⑶及び⑷に基づいて弁済した金額を控除した残額について免除を受ける。

第２款　一般更生債権のうち「広島中央ゴルフクラブ」のゴルフ会員債権者の債権の権利の変更及び弁済方法

１　確定債権

「広島中央ゴルフクラブ」のゴルフ会員債権者について確定した更生債権は以下のとおりである。

2,108件　　1,238,350,000円

別表６－２－１（広島中央ゴルフクラブ会員預託金）及び別表６－２－２（広島中央ゴルフクラブ会員預託金（退会者）

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　預託金債権の本来の弁済条件・期限の確認

別表６－２－１「一般更生債権弁済計画表（広島中央ゴルフクラブ会員預託金）」及び別表６－２－２「一般更生債権弁済計画表（広島中央ゴルフクラブ会員預託金（退会者））」の預託金債権は、預託を受けたときから７年間据え置き、その後債権者であるゴルフ会員が解約を申し入れ、預託金の返還を請求したときに弁済期が到来するものとされている（「広島中央ゴルフクラブ」現行会則第８条）。

⑵　更生会社に対する年会費等の未払があるゴルフ会員債権者の取扱

別表６－２－１「一般更生債権弁済計画表（広島中央ゴルフクラブ会員預託金）」のゴルフ会員債権者について、更生会社に対する平成22年度分までの年会費等の未払金債務が存在する場合には、当該ゴルフ会員債権者は、広島中央退会期限日（後記第３項⑴に定義する。以下同じ）までに更生会社に対して当該未払金債務を完済しない限り、現行会則第13条の趣旨に基づき、第９章第１節に定める会社分割期日をもって、「広島中央ゴルフクラブ」を当然に退会し、更生会社に対するプレー権を失う。

⑶　退会しないゴルフ会員債権者

別表６－２－１「一般更生債権弁済計画表（広島中央ゴルフクラブ会員預託金）」の預託金債権のうち、継続会員債権者（後記第３項⑴に定義する。以下同じ）の有する債権の取扱については、次のとおりとする。

ア　条件・期限の利益の放棄

継続会員債権者の有する確定更生債権については、更生会社は、更生計画認可決定日に、これを50％ずつ２本の債権に分割し、その一方の債権について、上記⑴による条件・期限の利益を放棄して、一般更生債権第２回弁済日に弁済期が到来することとするとともに、預託金債権から通常の預け金債権へと権利の性質を変更するものとする。

イ　会社分割に伴う預託金債務の承継

継続会員債権者の有する確定更生債権のうち、上記アによる分割後の２本の債権のうち条件・期限の利益の放棄の対象外である50％部分については、預託金債権としての性質を維持したまま、第９章第１節に定める新設分割に伴い継続会員債権者についての「広島中央ゴルフクラブ」の会員契約とともに新設分割設立会社である株式会社アコーディアＡＨ３４（以下「アコーディアＡＨ３４」という）に承継される。

ウ　預託金としてアコーディアＡＨ３４に承継される確定更生債権の50％部分に対する弁済について

継続会員債権者の有する確定更生債権のうち、上記イによる承継の対象である50％部分については、新広島中央預託金（後記第３項⑴に定義する。以下同じ）として、入会後10年間据え置くものとし、その後、所定の手続を経て会員契約が終了したときは、当該継続会員債権者からの請求によりアコーディアＡＨ３４がこれを返還する。ただし、当該継続会員債権者がアコーディアＡＨ３４に対して支払うべき債務を負担している場合、同社は返還すべき新預託金の額からこれを控除することができ、また新広島中央預託金は返還期限までは金利を付さない。

エ　承継の対象外となる確定更生債権の50％部分に対する弁済について

継続会員債権者の有する確定更生債権のうち、上記イによる承継の対象外であって、上記アによる条件・期限の利益の放棄に伴い通常の預け金債権に権利の性質が変更された50％部分に対する弁済は、一般更生債権第２回弁済日に、第１款第２項⑷を準用して更生会社が行う。この場合、第１款第２項⑷の④の弁済額の計算にあたっては、上記イの承継前の確定更生債権の額に同③の弁済率から10％（10ポイント）を控除した率を乗じるものとする。

オ　一般更生債権第２回弁済日に、上記アによる条件・期限の利益の放棄に伴い通常の預け金債権に権利の性質が変更された確定更生債権の50％部分から上記エに基づいて弁済した金額を控除した残額について免除を受ける。

⑷　退会を選択したゴルフ会員債権者

別表６－２－１「一般更生債権弁済計画表（広島中央ゴルフクラブ会員預託金）」のゴルフ会員債権者のうち後記第３項⑴に定義する広島中央退会期限日までに後記第３項⑴に定めるところに従って管財人に退会届を提出した者、上記⑵に基づき更生会社に対するプレー権を失ったゴルフ会員債権者及び別表６－２－２「一般更生債権弁済計画表（広島中央ゴルフクラブ会員預託金（退会者））」のゴルフ会員債権者の有する各預託金債権は、第１款第２項⑵から⑸に準じ、更生会社によって２回に分けて弁済され、免除を受ける。ただし、当該債権者の更生会社に対する年会費等の未払金債務が存在する場合には、更生会社は、第１款第２項⑵から⑸に準じて支払うべき金額から当該未払金債務を控除することができる。

３　会員契約の継続・退会に関する選択等

⑴　会員契約の継続・退会に関する選択

別表６－２－１「一般更生債権弁済計画表（広島中央ゴルフクラブ会員預託金）」のゴルフ会員債権者は、更生計画認可決定確定後１ヶ月を目途として別途管財人が定める日（以下「広島中央退会期限日」という）までに管財人に対し書面での退会届を提出しなかった場合、第９章第１節に定める会社分割期日をもって、その有する確定更生債権のうち第２項⑶イによる承継の対象である50％相当額を新たな預託金（以下「新広島中央預託金」という）とする会員（以下「継続会員債権者」という）として扱う。ただし、前記第２項⑵に基づき更生会社に対するプレー権を失ったゴルフ会員債権者はこの限りでない。